

会議開催案内

大船渡市教育委員会第9回定例会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和8年9月10日

大船渡市教育委員会

1 開催日時

令和8年9月24日（木）午後2時

2 開催場所

大船渡市役所教育委員会会議室

3 議題

別紙のとおり

4 傍聴定員

3名

5 傍聴の可否及び手続

(1) この会議は、傍聴することができます。

(2) 傍聴希望者は、会議開催日午後1時25分から午後1時45分までにお申し込みの上、会議開始時刻の5分前までに開催場所へお越しください。

※ 傍聴希望者が傍聴定員を上回った場合、抽選で傍聴者を決定します。

6 問合せ先（傍聴の申込先）

大船渡市教育委員会事務局教育総務課

電話 0192-27-3111（内線 297）

(別紙)

付議案件

なし

報告事項

- (1) 大船渡市教育委員会教育長及び教育委員の任命について
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価方法の見直しについて
- (3) 大船渡市立博物館教育普及事業 体験学習「金属結晶を作ろう！低融点金属ビスマス」の実施結果について
- (4) 大船渡市立博物館教育普及事業 体験学習「川にねむる砂金や鉱物を探そう」の実施結果について
- (5) 大船渡市立博物館教育普及事業 体験学習「めざせ！縄文釣り名人」の実施について
- (6) 令和8年度第3回市内小・中学校長会議の開催結果について
- (7) 避難指示発令区域の見直しに伴う大船渡市立三陸公民館の施設運営について

※議題等は、変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

○大船渡市教育委員会傍聴人規則（昭和 27 年 11 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

〔抜粋〕

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺、又は紙片を受付に渡して、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第 2 条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において傍聴を不適當と認める者

第 3 条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第 4 条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第 5 条 傍聴人は、会議場において、撮影、録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

第 6 条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第 7 条 前各条のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。